

# 土砂災害防止法の概要

**土砂災害防止法**とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

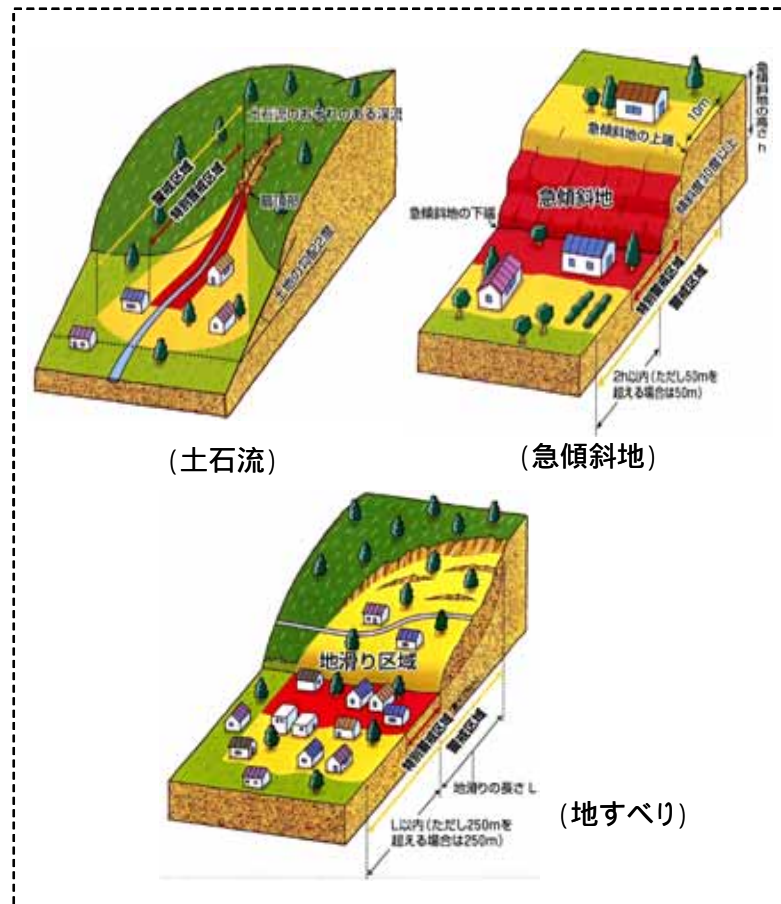
## 土砂災害警戒区域の指定【都道府県知事】 (土砂災害のおそれがある区域)

情報伝達、警戒避難体制の整備  
警戒避難に関する事項の住民への周知

## 土砂災害特別警戒区域の指定【都道府県知事】 (建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に 著しい危害が生じるおそれがある区域)

特定開発行為に対する許可制  
対象:住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為  
建築物の構造規制(都市計画区域外も建築確認の対象)  
土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する  
移転等の勧告  
勧告による移転者への融資、資金の確保

土砂災害警戒区域等の指定イメージ



正式名称  
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に推進に関する法律」

参考:土砂災害警戒区域等の指定推移

